

# 入札（見積）結果調書

平成 31 年度

契約番号	第72-21-00335号		
件名	藻岩浄水場脱水機設備整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 1年 10月 30日	午後 1時 20分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	32,450,000 円	主管課	72 藻岩浄水場
	入札(見積)価格に10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000011180 月島機械(株) 札幌支店		

入札（見積）経過 (単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
月島機械(株) 札幌支店							決定
	29,500,000						

(備考)



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

- 1 件 名 藻岩浄水場脱水機設備整備修繕
- 2 業 者 名 月島機械株式会社 札幌支店
- 3 特 定 理 由
- 本修繕対象機器である藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生したスラッジを加圧脱水処理するための設備で、産業廃棄物の中間処理施設に当たる大変重要な設備である。
- 本修繕は、経年劣化した部品の交換及び分解整備を行うことにより、各機器の機能回復を図るものである。
- 本修繕については、機器の分解・組立や試運転など製造元のみが保有する独自の設計データや技術がなければ機能の回復は確保できない。
- 上記業者は、脱水機本体及び脱水機補機類全体を含めた脱水機システム全体の設計・納入を実施した業者である。
- 以上の理由により、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根 拠 規 定
- 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件名 水道局東庁舎緊急貯水槽計装設備修繕
2. 業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
3. 特定理由  
本修繕の対象機器は、東庁舎に設置されている緊急貯水槽を緊急遮断するための計装設備である。  
本修繕は、計装設備の一部機器を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能回復を図るものであるが、対象の計装設備は東庁舎緊急貯水槽用として特別に設計・製作されたものである。  
上記業者は、当該計装設備の設計・製作を行った業者であり、その構造や各設計規定値の技術・知識を有している唯一の業者である。また、試験調整及び今後の性能保証も勘案すると、他の業者では、信頼性を保持した修繕を行うことができない。  
以上のことから、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。